

建設委員会

- 1 期 日 平成21年3月5日（木）
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道
副委員長 内田 務
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監（兼）港湾管理課長、空港振興課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

6 付託議案

- (1) 県第28号議案 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項
- (2) 県第37号議案 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の一部を改正する条例案
- (3) 県第38号議案 広島県県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- (4) 県第41号議案 工事請負契約の締結について
- (5) 県第42号議案 工事請負契約の締結について
- (6) 県第43号議案 工事請負契約の変更について
- (7) 県第44号議案 財産の無償譲渡について
- (8) 県第46号議案 財産の処分について
- (9) 県第52号議案 広島高速道路公社の定款の一部変更について
- (10) 県第53号議案 広島空港整備事業負担金の一部を県内各市町に負担させることについて
- (11) 追県第1号議案 広島県一般会計補正予算（第6号）中所管事項
- (12) 追県第7号議案 平成20年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第4号）中所管事項

- (13) 追県第8号議案 平成20年度広島県流域下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- (14) 追県第9号議案 平成20年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第3号）
- (15) 追県第12号議案 平成20年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- (16) 追県第13号議案 平成20年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）
- (17) 追県第14号議案 平成20年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

7 報告事項

- (1) 地方三公社の事務局統合について
- (2) 最低制限価格等の見直しについて
- (3) 広島湾地域における放置等禁止区域の拡大について
- (4) 「広島県営水道の送水のあり方基本計画」の策定について
- (5) 平成20年度送水トンネル等の点検結果について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案

県第28号議案「広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項」外16件を一括議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

（質疑に先立ち、市町へ負担を課す議案の表現の変更について委員長が報告した。）

○質疑（杉西委員） 土木局、都市局の追加議案のことでちょっとお聞きいたします。

7ページの繰越明許費のところですが、追加で今回133億円余り計上されている中に、広島高速道路公社の出資金と貸付金が27億円余り計上されているのですが、この要因は何でしょうか。また、平成25年には広島高速道路の全線が開通すると聞いていて、県民は楽しみにしていると思うのですが、このように繰り越しが残っていて、予定どおり平成25年に全線開通できるのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○答弁（道路企画課長） 広島高速道路に係る繰り越しの内容につきましては、主には温品から仁保に至ります広島高速2号線の、既に契約済みの工事におきまして借地等の地元調整に時間を要したことから、今年度内の出来高が減少したことによるものでございます。このような繰り越した工事については、来年度の早い時期に執行可能と伺っておりますので、広島高速道路全体の事業計画には大きな影響はないと考えております。

○質疑（杉西委員） では、平成25年の全線開通が目標ということは、大きく影響はないということでございますか。

もう一つ、この間から何号線だったか、いろいろと家がどうのこうのといった話もありますが、その辺のことはこの数字には関係ないのですか。

○答弁（道路企画課長） 御指摘の点は広島高速5号線であろうと思います。5号線に

つきまして、今年度は1号線、2号線と接続をするジャンクション部分の工事を行っておりますけれども、順調に進んでおりまして、早急に地元協議を整えまして来年度以降の早い時期にトンネルの着工ができれば、現在の計画であります平成24年度の完成は可能であると現時点では考えております。

○要望・質疑（杉西委員） 県民が完成を楽しみにしておりますので、ぜひ予定どおりに進むようお願いいたします。

それともう一つ、1月臨時会で措置された予算で、橋梁補修が5億円と道路整備が15億6,400万円と措置されたと思うのですが、それらは積み残しになっていないのか、発注や契約は順調に進んでいるのか、お伺いします。

○答弁（道路整備課長） 緊急経済対策、雇用対策の執行状況につきましては、1月臨時会で承認を受けました。その後、年度内の発注に向けまして、直ちに積算など発注に向けて必要な事務を進めてきたところでございます。このうち、国の地域活性化生活対策臨時交付金を活用した38橋梁の橋梁補修事業で、設計が完了していない31橋梁については、年度内にすべての設計業務委託契約が締結できる見込みでございます。ちなみに3月4日現在では、31橋梁のうち11橋梁は発注済みとなっております。また、設計が完了しております7橋梁の工事につきましては、既に全橋梁が発注済みでございます。

次に、道路・街路事業の地方道路整備臨時交付金の追加配分につきましては、2月13日の関連法案の成立を受けまして、2月24日に国から交付決定がなされました。年度をまたぐ発注になりますので、その後、翌債承認が必要なことから、中国財務局と速やかに協議を行い、3月3日に翌債承認が得られたところでございます。これを受けまして直ちに公告など発注手続に取りかかることとしており、全箇所につきまして年度内に契約が行える見込みでございます。いずれにしましても、これら予算は経済対策として御承認いただいた事業でございますので、入札手続の迅速化に努め、早期執行を図ってまいりたいと思っております。

○質疑（中原委員） 3ページの土地造成事業会計ですが、土地の売却原価を7,161万円計上しているのですが、これは土地が売れたということでしょうか。

○答弁（企業総務課長） 企業会計の経理上、土地売却原価というのは、土地が売れたことに伴い、その土地の造成にかかった過去の経費を費用化するために予算計上するというので、この経費につきましては、ことしの売却見込みに対応する過去にかけている造成費が費用化されるものと御理解いただければと思います。

○質疑（中原委員） 今年度の売却見込みの土地というのは、具体的にはどこになるのでしょうか。

○答弁（企業総務課長） 今年度の土地の売却で大きなものは、東広島にあります広島中央サイエンスパークで呉にありました産総研に土地を購入いただいたこと、それから尾道流通団地におきまして年度当初に土地の新規契約をいただいたというものが大きなものでございます。

- 質疑（中原委員） 土地売却原価が7,100万円ということは、その土地の売却に係る過去に投資した費用が7,100万円ということだと思いののですが、幾らで売られたのですか。
- 答弁（土地整備課長） 全体といたしましては53億円でございます。
- 質疑（中原委員） 今の東広島の土地と尾道の土地が53億円で売れたということですか。
- 答弁（企業総務課長） 先ほどは主なもので申し上げましたので、それ以外のもの、例えば、大朝工業団地で中国木材に売却したものですとか、それらも含めた全体額で決算見込みとして、産業団地では51億円余りの売却見込みでございます。
- 質疑（中原委員） 51億円の土地が売れて土地造成事業会計に収益として入ったけれども、その土地をつくるために必要だった予算が7,161万円ということになるのですか。それが対応している金額なのですか。
- 答弁（企業総務課長） この7,161万円については、増額の部分でございますので、全体額で言いますと、この表の中に出ておりますが、営業費用75億円となっておりますが、この大部分を土地売却原価と見ていただければと思います。
- 質疑（中原委員） 今回の補正でふえた分というのは、理屈的には売れた分に対して営業費用として原価を出していくということです。それがふえたということは予想外に売れたということによろしいのですか。
- 答弁（企業総務課長） 委員御指摘のとおりで、当初に予算で見込んでいたものに対して実際に売れた土地がふえたということでございます。
- 質疑（高山委員） きのうの委員会の杉西委員の質問に関連して、緊急経済・雇用対策ということで補正予算がありました。なぜ緊急経済対策で県産材の住宅モデルなのでしょうか。この事業は、国土交通省が緊急経済で住宅産業が痛んでいるから何とかしようということで始めた事業です。きのうの杉西委員への答弁には、時間がなかったもので、広島県としても難しかったとありました。緊急という認識がないのですか。土木業界というのは大変だから、何とかしなくてはいけないということで皆さん方に汗をかいていただいて、最低制限価格を変えた。これは土木の労働者の皆さんや社長さんが大変だということであって、緊急経済と関係はありません。緊急経済対策とは、公共事業を幾ら出すのか、もしくは今、困っている産業に対して緊急的に物を購入する。マツダ車の200台購入はまさに緊急経済対策です。それでは県産材を使用するというのは緊急経済対策でしょうか。県産材を使用するというのは何年も前から言っているでしょう。県産材を使うのは、広島県の中には廿日市の外材もあるが、それではやはり北部の森林が荒れるので、県産材を使うということは農林がずっとやってきた仕事です。それをこの時期に緊急経済・雇用対策として農林がやっている。知らなかったという理由が通用するのですか。緊急経済という認識が乏しいのではないのですか。この間、私の地元の建労の組織の総会へ行ってきました。もう住宅産業はがたがたになっているという話がありました。確かにそ

うでしょう。やはり今消費が落ちる中で、自分の勤め先が倒産する、非正規社員は削減され、正社員はどうかといえば住宅を建てるような元気がない。建労の組織の方からは、自分たちの仕事がないという話もあったし、社会保障の部分を県にやってほしいという話もあったのだけれども、県はしていない。そういう中で、時間がなかったからできなかったということでは、全く緊急経済対策になっていないと思うのです。そのことについて、住宅課がその部署なのかよくわからないのですが、住宅建築産業に対する担当課がどこなのか、答える人がその課なのでしょうけれども、今のことについてちょっとお答えいただきたい。

○答弁（住宅課長） 昨日の答弁でも申し上げましたが、12月末に国の2次補正で地域材を活用した展示住宅の要望調書という調査がありまして、その情報を得て都市局と農林水産局で事業化について調整した結果、いわゆる地域モデルの住宅形式が確立し切れていない中で、短期間で住宅課が事業化することは困難である。補正予算要求の提出時期を最大限に考慮しまして、県産材の利用促進を図っている農林水産局において、県産材を利用した展示住宅の普及促進事業の予算を提案することが最良と考えたものでございます。都市局としても県産材住宅の普及促進は進めていく必要があると考えておりますので、農林水産局と協力してまいりたい、県産材を使うことで住宅が建っていくということでございます。

○質疑（高山委員） 県産材を使って住宅を建てていくというのは、長期的な話です。今回の予算は緊急経済で出てきたのに、住宅課では困難だと言われました。なぜ困難なのですか。このように緊急で大変な時期ではまず住宅課です。林業課の話は基本的に後からの話です。市町の皆さん、何かそういうことはありませんか、そういう工務店はいませんかという話を住宅課が市町に働きかければ、やはり広島県としては広島県産材を使っていただきたいと言えば、一番いいモデルなのです。それが私の資料によると、この事業をやっている4社は全部、国土交通省へ直接行っているのです。県を通っているのは1社だけです。モデル事業の中の事業の流れには、こう書いてあります。都道府県、市町村を経由した民間の業者などへの間接補助と、国から事業者への直接補助の2タイプがある中で、広島県を経由したものは1棟です。そして、私の調べたところによると、国が直轄でやっているのは4棟です。県はどうせ緊急経済対策をやらないだろうと、ばかにされているのです。国土交通省へ直接行って調べた方がいいという話です。一生懸命やっていたら、住宅課が4棟全部をやっているはずですよ。

観点は違いますが、地方分権で道州制をにらんで広島県を中枢拠点にしようという話が出ていますが、その中でよく聞くのが広島県は要らないという話です。中国整備局がなぜ建てるのかと言えば、中国整備局に皆行っているからです。広島県の工務店4社は全部、中国整備局に行ったのです。県には受け皿がないから1社も来ていないのです。どうせ緊急経済対策と言っても、県ではすることがないのだから、国土交通省へ直接行けという話で、期間がなかったとかそういう理屈ではないので

す。もっと広島県全体の緊急経済対策を新規にトライして、こういうものがあるから、このいろいろな家づくりのグループや全国的に事業展開をする工務店のネットワークがあるはずです。広島県で担当しているのはどこですか。住宅課は時間がなかった。困難だからやらなかった。それで林業課へ頼んだ。林業課はどこへ頼みに行ったのですか。皆さん方はわからないかもしれませんが、県産材を使ってやってくださいと広島県木材組合連合会へ行ったのです。どうして緊急経済対策が広島県木材組合連合会になるのですか。そして、広島県木材組合連合会は1社だけに言って、あとは一切言っていない。どの業者とは言いませんが、きのうも杉西委員が質問されましたが、広島県が知らないところでもう業者は全部決まっています。緊急経済対策はどうすべきものか、なぜ国土交通省と皆さん方がやらないのかという話をしたいのです。すぐそこにあるのですから、毎日国土交通省へ行ってください。工務店が行ってどういう施策があるかということで、ホームページから引っ張ってきて4社が決めた。広島県は、住宅課は困難だからしない、林業課に何とかしろと言えば、林業課がやったことは広島県木材組合連合会に行った。そして1社だけ決まった。広島県は何もしてくれないというあらわれではないのですか。

今、広島県の中で1月の住宅着工件数が大体幾らあるか、わかりますか。

○答弁（建築課長） 着工戸数でございますが、月によって随分差はありますけれども、直近で言いますと、1月現在では2,000戸でございます。

○質疑（高山委員） 2,000戸といえば金額にして幾らになりますか。

○答弁（建築課長） 1戸当たり2,000万円とすれば400億円でございます。

○質疑（高山委員） 1カ月に400億円の金が動いているのです。年間では4,800億円です。それだけのお金が広島県の住宅産業で動いているのです。それを私の部署は担当ではないと言ってほうっておくこと自体が国土交通省に県はもう要らない、国土交通省が直接やるという話になるのです。400億円のお金が毎月動いている中で、自分たちは緊急経済対策で何をしてあげられるのか。

土木のことは末端の労働者の皆さん方が賃金を値切られて大変なのだというのはいつも言っていますが、建築などはもっとひどいのです。やはり住宅産業に対しても皆さん方が光を当てないといけないし、国土交通省と話をしてもらわなくてはいけない中で、きのう杉西委員が指摘したのは、なぜ広島市ばかりに4棟あるのかということです。考えていないから広島市へ4棟になるのです。東広島市が1棟で、私たちのように、遠くへ住んでいる人は要らないのですか。広島県産材は使わなくていいのですか。そういう努力をしていただかないと、県はもう要らないということになるのです。そうすると皆さん方や県議会議員は要らないという話になるのです。国ではまた10兆円か15兆円の補正を組むと言っております。国土交通省へ毎日行って、広島県を通せと言ってください。

今回、78%～84%の最低制限価格の引き上げをしていただいたおかげで、市町の皆さんは物すごく動きやすくなったのです。県がやってくれると次は動きやすいの

です。時短の問題でもそうです。これはいろいろな考え方がありますが、時短の提案を広島県がやめたから、ほかの市町もやめたのです。そのように広島県の住宅課がある限り、住宅課を通して物事ができるようなシステムをつくらない限り、どんどん広島県は要らなくなるのではないかと思います。今後こういう施策が出たときにどのような対応されるか、どなたか、お答えください。

- 答弁（都市技術総括監） 委員御指摘のとおり、住宅行政はいろいろな制約の中でいろいろとやっております、我々とすればなかなか厳しい中で県営住宅等と、民間住宅については高齢者住宅政策といろいろなことをやっております。委員御指摘のことにつきましては、時間的余裕がなかったということはちょっと問題だということでございますけれども、これにつきましては農林水産局とずっと連携をしております、国の方もこちらの方に話があるし、それとともに農林水産局の方にも話があったということで、それはそれでこの時期に先方で予算化されるということについては、やむを得ないですし、適切であったろうと思っております。

そのほか、いろいろと県の住宅行政が形骸化してきているということにつきましては、非常に厳しい御指摘だと思いますので、今後肝に銘じてそういった取り組みをしていきたいと思っております。

- 意見（高山委員） 広島市の中で4棟全部やられたのは、私たち東部に住んでいる者から言わせれば非常に情けない。この方法についてはまたいろいろな角度で話をしますが、私が一番言いたいのは、もう広島県は要らないという住民の声がどんどん大きくなっているのは間違いないのです。国土交通省のホームページに書いてあるような地域住宅モデルの普及促進を2タイプもつくらせない、国土交通省と対峙するような気力を持って、やはりこの施策は全部広島県を通せ、広島県がやるからすべて広島県を通して物事をつくれと言うぐらいの気概を持って働いていただきたいということで終わります。

- 質疑（砂原委員） 関連で質問します。今、高山委員の質問を聞いていて、どうしても納得できないのですが、モデルハウスをつくるという話であれば当然住宅メーカーに問い合わせをかけるべき事項です。広島県木材組合連合会というのは材木をつくっている人たちですから、県産材を幾らつくっても住宅メーカーが使わなかったらどうにもならないわけで、だれが考えても常識的にやはり住宅メーカーにこういうものをやらないかというインフォメーションをするべきだと思うのですが、住宅課の方はそれを林業課の方には指導しなかったのですか。

- 答弁（住宅課長） この事業につきましては、国土交通省が建設業者の団体、それから木材関係の団体、それであともう一つが都道府県ルートで流れてきております。都道府県ルートで県に来たものにつきましては、12月の終わりに市町へ1回目の照会をかけております。1月にまた再びこの要望の調査で照会をかけて、このルートからは該当がありませんという回答がありました。

今回、決まった業者というのは、国土交通省から業界へ流れたルートからの話を

- 聞いて手を挙げられたと認識しております。
- 質疑（砂原委員） そうなると、住宅メーカーには県からは流さなかったということですか。
- 答弁（住宅課長） 住宅課としては、いろいろな事業の執行について、これはルールとして県あるいは市町が事業をするわけですから、そういうルートで事業をする方の情報を得ていくということで、個別にある業界へ県から流すというのは今回やっております。国から直接業界のルートへ流れているものですから、それはそれで対応できると考えております。
- 質疑（砂原委員） それでは、県から市町へ流して、市町はどこへ流したのですか。
- 答弁（住宅課長） 市町で実際にどの程度の問い合わせをしたかというのはちょっとわかりませんが、そういう内容のものを一応聴取して、該当なしということで上がってきていると認識しております。
- 質疑（砂原委員） 県東部の方からは、ほとんど上がっていません。それなら県としては、本当にそうなのかを再度確認する必要があったのではないかと思います。このモデルハウスをつくる金額は莫大な金額で、住宅メーカーにしてみれば大変ありがたい話なのです。だから県として市町へ流しただけで、県がおつき合いしている住宅メーカーと全く交流していないということがどうしても理解できない。見てみたら、もう業者が全部決まっているという公平性に欠けるような感じがしてならないのですが、その辺はどのように認識されていますか。
- 答弁（住宅課長） この業者の決定については、一応林業課の方での対応になっておりますから、そういう内容を聞かれた場合については林業課を紹介して話をさせていただくようにということで連絡をしております。
- 質疑（砂原委員） 先ほどの高山委員やきのうの杉西委員がしきりに言うように、建売住宅、在来工法の木造建築の所管は林務ではなくて住宅です。建築確認の審査をするのも当然ながら都市局住宅課の方です。それを全部林務にお任せでやることについては、職務怠慢としか言いようがない気がしてならないのですが、その辺はどうでしょうか。
- 答弁（都市局長） 昨日ときょうの委員会で大変厳しい御指摘をいただいておりますが、今回、何度も申し上げますように、言いわけがましいのですけれども、時間的余裕がなかったということでございます。先ほどの高山委員御指摘のとおり、国との連絡をもう少し密にしていかなければならないということは反省しております。
- また、怠慢ではないかということですが、結果的にそのようなことも多少あるかもわかりませんが、今回いただいた御意見を教訓にしながら、今後はこういうことがないように頑張ってまいりたいと思っております。
- 要望（砂原委員） やはり住宅メーカーというのは競争が激しくてせめぎ合っていますし、それで5社でしたか、この選ばれた状況が非常に不透明であっては今後いろいろな問題が起きる可能性があるため、これからはしっかりと都市局として、住

宅メーカーと連絡を密にして進めていってほしいと要望しておきます。

○意見（高山委員） 今ちょうど砂原委員が言われたので、林務という話があったのですが、広島県産材木を使わなければいけないという本当に熱い気持ちが林務にあれば、今回できる4つか5つのモデルハウスの業者名を伏せて、広島県の人に全部見に来てほしい、広島県がつくったモデル住宅なので、それを見に来てはどうですかというような手を打ったら、広島県は頑張っているということがあるのです。皆さんに見せる、使っていただくのが目的ですから、そういうやり方もあるのではないかとということを申し上げておきます。

○答弁（住宅課長） 高山委員御指摘のとおり、都市局としても今回整備される展示住宅については、県産材を使用した住宅の県民への普及啓発に十分活用していきたいと考えております。また、長期的には県産材使用の状況を見きわめる必要がありますけれども、農林水産局と連携して県産材を使用した長期優良住宅の普及に努めてまいりたいと考えております。

○質疑（浅野委員） これは補正予算ですから、国のいわゆる緊急経済対策の観点からも当然前向きに考えていると思うのですが、きのうも申し上げたのですが、内需が冷え込むようならやはり消費の中の最も大きな住宅需要を喚起する、こういう総合的な戦略を持たなければいけないと思うのです。先ほど来の議論を聞いておりましたけれども、やはり総合的な戦略を土木行政は持たなければいけない。都市行政も持たなければいけない。本県の場合、アーバンコーポレーションが破綻する、あるいは先般は章栄不動産が破綻する、そのことによって都心の優良な開発プロジェクトが破綻に瀕している。やはり都市政策あるいは住宅、土木政策というのは総合的な戦略が必要だろうと思うのです。

例えば、私のところの党から出ている斉藤鉄夫衆議院議員は島根県の羽須美村の出身で、地元の新聞や全国紙でも掲載されていたのですが、自分の生家が古い家で、環境調和型の屋敷として、どうつくりかえていくかというときに、しっかりとした環境調和型の古材を使ったり、リニューアルするにはエコハウスのような考え方や伝統的な建築工法を採用されました。世の中は環境に優しい地域の材料を使っていくという流れにあります。そういう中で今から、国やいろいろなところから一つの対策として出てくるのは、環境というキーワードにあらわれている、いわゆるグリーン・ニューディールであることは間違いありません。

住宅の部分に関して、あるいは公共施設に関して言うと、ソーラーシステムの導入があります。ソーラーという部分で関連していくと基本的にはバイオマスが必要であったり、あるいは太陽光や風力を活用したクリーンなエネルギーの分野を家庭や公共施設に入れていく。その手段としての太陽光発電を大量導入する、そういう戦略がもう見え隠れしている。それを県の公共施策としていかに先取りしてきちんと裏打ちされた地元の構え、財政や仕組み、体制をきちんとやっていかなければならない。これがないと景気対策とか産業の再生とか新しいグリーン・ニューディー

ルへ向けて県の産業シフトはできない。そういう部分を私はしっかりやってほしいと思う。つまり時代を読んで先を見た展開を、例えばさっき言ったような住宅政策でもやってほしいということなのです。国の次の展開は建設国債をやるということを確認にしております。財政再建路線から積極財政路線、つまり財政出動を大胆に、しかもスピーディーにやろうという時代に入っているわけですから、そういう部分でまず土木行政の根幹をどうされるのかということを確認にさせてほしいと思うのです。これはきのうの杉西委員の問題提起から、そのとおりだと思って聞いておりましたので、重ねて質問します。

○答弁（土木総務課長） 昨日からの御指摘でございますが、私どもは現況では厳しい財政状況という大きな制約もございます。そうした中で今後、国全体がどう取り組んでいくのか若干不透明な部分もございますが、時代を見誤らずにスピーディーに対応していくよう心がけてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（浅野委員） これは最終的に知事の判断になるのですが、総合行政なのだから、景気対策というのは財政の縛りがあったらできないわけです。やはり皆さんが現場にいるのだから、積極財政路線に変えるだけの議論を局内でしっかりしていかないと、先ほど言われたことと全く同じことを繰り返すことになります。広島県が沈没していくということは、中国地方が沈没していくということでもあるし、ひいては分権が沈没していくということでもあるわけですから、そういう危機意識を持たなければいけない。そういう時局をしっかりと認識していただくよう要望しておきます。

そして、補正予算の中に、いわゆる繰越明許費が計上されております。この中に幾つかのプロジェクトがあると思うのですが、鞆の浦のいわゆる埋立架橋事業は恐らく繰越明許費に計上されていると思うのですが、当初予算で組まれて、現在繰り越さざるを得なかった、その具体的な数字と事業内容の明細を御報告いただきたいと思えます。

○答弁（港湾企画整備課長） 鞆地区の整備につきまして、平成20年度の予算の内訳でございますけれども、まず埋め立ての準備費用といたしまして、養浜工や中仕切の護岸などの整備ということで提案をしております。また、それが終わり次第物揚場などの基礎工事等を行う予定で予算を計上しております。具体的な数字でございますが、準備工といたしまして1億5,000万円、物揚場などの整備費用として1億5,000万円で、全体で3億円強の予算を計上しております。

○質疑（浅野委員） 当初は3億円ぐらいですが、今回繰越明許費に計上したのは、具体的にどの費目で金額が幾らなのでしょうか。

○答弁（港湾企画整備課長） 基本的にこのたび免許がおりておりませんので、この予算につきましては、早期に事業進捗を図る必要がある他事業の方へ流用を図っております。この中で他事業へ流用ができないものについては不用として処理する予定にしておりまして、このたびの繰越明許費には計上いたしておりません。

○質疑（浅野委員） もう少し詳しい説明を求めたいのですが、他事業へ流用したというのは、具体的にいかなる事業に幾ら流用されたのか、教えてください。

○答弁（港湾企画整備課長） 港湾事業におきましては、この予算のうち1億円につきまして尾道糸崎港の整備の方に流用いたしております。

○質疑（浅野委員） きのも私はしつこく言いましたが、緊急経済対策が必要な時代に、見通しが立たない当初の予算を計上する考え方がおかしいのではないのかと思います。これはもう組んでしまっているわけですから仕方がないけれども、年度途中において想定されていることが幾つかあります。御承知のように、住民訴訟で差し止めを求められた。それから国の方は、国民同意を求めなさいと言うが、この中身すらはっきりしない。大臣あるいは局長、次官はかわるかもしれない。しかし、そういうものは全部、部局内に残されていくわけですから、そういう状況の中で、当初予算を組むということは危険ではないでしょうか。気持ちはわかりますが、執行できる見通しという部分で私は不透明なのではないかと指摘しているのです。

そういう状況の中で、私は県の役割をもう一回考えてほしいと思うのです。つまり地元としては、地域の皆さんの方に顔を向けて、生活の利便や交通の困難な問題、最近は観光の振興や文化財の保存まで言われ出したのだけれども、地元の皆さんがいろいろと考えていらっしゃる。国の方からは、もうちょっといろいろな形で根回しあるいは合意形成をしっかりと、国民の声もしっかりと聞くように、あるいは上がっている認可の内容について、不十分なところは十分検討を行って、しっかりとした申請を持ってきなさいという指導もある。県は事業主体でもあるし、なおかつ埋立免許という部分については、免許権者であると同時に埋め立てを行う事業者でもある。そういう役割を本当に客観的に見たときに、やはり県が調整力を発揮しなければいけない。地元と国で大きなそごがあるけれども、いかなる調整作業をして、具体的な行動論をもって、裁判という法的判断はあるわけですが、それをクリアしつつ納得いく着地点へ持っていく。先般の委員会では、空港港湾部長は時間をかけてという言葉が言われましたけれども、私は調整の努力が今、県に求められていると思うのです。その部分について港湾技術総括監あるいは空港港湾部長はどのように考えておられますか。

○答弁（港湾技術総括監） 調整の件でございますが、大臣のコメントは、免許の是非については発言されていないと認識しております。発言されましたのは、しっかりと情報発信して理解を得ていきなさいということだと思います。したがって、この調整というのは、まちづくりのこれからの全体像について主体となる市と、国や県がより一層連携して広く理解を求めていくことだと理解しております。

○質疑（浅野委員） 私は、理解が違うとはっきり申し上げたいと思います。輦の架橋事業については、地域だけではなく、いろいろな皆さんの関心が高い。けれども、比較的全国的な団体、例えばイコモスはユネスコの技術者集団、それから考古学会は学者の集団ですが、実際にいろいろな各地にある埋蔵文化財あるいは古い歴史的

遺産についての調査研究を行っている学者というよりも専門家集団で、さらに都市計画学会も、新しい法律ができて、御承知のように歴史まちづくり法を根拠として各地で国土交通省、農林水産省、そして文化庁と連携しながらまちづくりに取り組んできている。こういう流れが今、全国の流れになっているわけですから、そういう資産や資源を持った特色ある町のまちについての行方を見守っている。これは全国の関係するいろいろな自治体を含めてです。そういう皆さんにしっかりと納得をしていただいたり、理解をしていただいたりするということは、一つの市ではできないのです。これこそまさに県行政の役割ではないかと思うのです。そういう部分で全国やいろいろな方々から御理解をいただく努力を、話し合いという場でやるしかない。その部分について、具体的な行動論を質問しているのですから、具体論をもう少し聞きたいと思います。

○答弁（港湾技術総括監） 今お話がございましたイコモスや考古学会、都市計画学会の方とは、今まででもいろいろなお話や意見交換をさせていただいております。県の考えとしましては、そういう方々も含めまして地元以外の皆様にも広く理解をしていただきたい、そういう取り組みをしていきたいと思います。具体的な行動計画は今検討を始めたところでございます、ここで御説明できるだけの内容をまだ持ち合わせておりませんが、速やかに取りかかりたいと考えております。

○質疑（浅野委員） 福山市の例を申し上げたいと思うのですが、市内に鞆地区まちづくり推進調整会議というものを設けて、総合行政をやっていく体制をつくったということです。そこには当然、市の教育委員会であるとか、あるいはいろいろな関係部局が集まっている。そういう組織はもう既に地元では立ち上げられつつある。ただ、この鞆のまちづくりの問題が、歴史的な文化遺産の問題もあるし、景観行政の問題もあるし、観光の振興というテーマもある。もっと言えば道路についての合意形成をめぐる裁判を、どうクリアするかという課題もあります。あるいは伝統的な町並みを重要伝統的建造物群保存地区にという話も地元であるわけですから、文化庁にかかわるいろいろなセクションに加わっていただけるような調整の場を具体的に構えていただいて、情報発信するのなら土木部門だけではなく全庁が一体となって取り組んでいただきたい。それが答弁されたような具体的な形で出てくることを望んでいますので、そういうことを一日も早くつくっていただいて、調整の実を上げていただきたいということですが、お答えいただきたいと思います。

○答弁（港湾技術総括監） きょうの新聞にも載ってございましたけれども、福山市の方でそういう組織をつくられました。ワーキングチームと聞いておりますが、大変いいことだと思います。

県としましては、もう既にそういう取り組みを始めておりますので、これからも市内の連絡調整をより一層密に図って、福山市と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○要望（浅野委員） しっかりやっていただきたいと思います。

全国の注目度がますます上がっていくということ、世の中の空気が変わってきているということ、それから国策として観光であるとか美しいまちであるとか、景観を大切にする、先ほど私が申し上げた歴史まちづくり法という新しい法律ができ上がっているということもあります。鞆の埋立架橋事業は20数年前につくられた計画かも知れないが、20数年たてば社会が変わる、世の中が変わる、人の価値観も変わる、そういう社会の空気というものをしっかりと読み取って、国民の理解を得る努力をぜひやっていただきたいということを強く要請いたします。

(5) 表決

県第28号議案外17件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（下森委員） 2点ほど質問させていただきたいと思います。

最低制限価格等の見直しについてでございますが、入札制度の見直しにつきまして、昨年10月に実施された建設コスト調査結果を分析されまして、このたび、最低制限価格の見直しがされることとなりました。また、これは、4月1日以降に指名通知をする工事からこの見直しが適用されると聞いております。一連のこの問題につきまして、見直しをしていただいたことにまず感謝を申し上げたいと思います。

そこで、今後のことについて確認的な質問になるわけでございますが、4月1日から適用ということで時間的に余裕が少ないという思いがあります。建設業の関係者の皆さんの混乱が生じないよう新たな制度について早急な周知が必要と考えますが、説明会の開催など制度の円滑な運営に向けた対応について、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

2点目に、今回の最低制限価格等は、先ほど説明がありましたように、工事の種類等によって約78%～84%の範囲で決定され、今までのような一律ではないということですが、今回の見直しによって、積算能力のない業者の逆算による入札は防止できるのでしょうか。また、一部の県で取り組まれています。また、予定価格の事前公表から事後公表への切りかえは本県ではどのように考えているのか、あわせてお伺いいたします。

○答弁（技術企画課長） 2点御質問がございました。

1点目の今後の適正な運用に向けて、どのようなスケジュールでいくのかということでございますが、本日より建設業者向けの詳しい資料も含めましてホームページにアップするなど、広報活動を開始したいと思っております。

また、広島県の建設工事入札参加資格の認定を受けている業者が約4,000社ございまして、この業者に説明会の案内はがきを本日付で発送し、3月18日から27日までの期間に県内の5カ所で、おおむね19回に分けて建設業者の方を対象にした説明会を実施していきたいと考えております。あわせて、入札契約制度に関する内部の周知も進めていきたいと考えております。4月1日からの適正かつ円滑な運用開始に向けて、全力を挙げて準備してまいりたいと思います。

○答弁（建設産業課長） 2点目の予定価格の事後公表等につきましては、このたびの最低制限価格等の見直しによりまして、先ほどの説明のとおり入札参加資格者に対しまして、より積算能力を要求することになります。したがって、予定価格の事前公表による弊害、最低制限価格等を類推させる弊害につきましても、一定の効果が上がることを期待しているところでございます。今後とも、入札契約あるいは施工の状況や、国あるいは他の発注機関の状況を踏まえながら、透明性の高い適正な施工が確保できるよう勉強等させていただきたいと考えております。

○要望（下森委員） 御存じのとおり、建設業界は県自体も予算を縮減し、また民間も、こういった経済不況の中で大変厳しい状況にあります。今回の見直しの効果やその影響などについて、引き続き注視していただきますよう強く要望いたします。

○質疑（杉西委員） 関連で質問させていただきたいと思います。私は、この建設委員会の委員になって、最初の委員会的时候に入札制度の改革について、ぜひ1年間通してやっていきたいと意思を表明しまして、こういう早い時期にこれだけのことをやっていただいたことに、まず敬意を表したいと思います。

ただ、最低制限価格を少し上げたということで、利益が出る環境が整ったというわけではないと思います。気になっておりますのが、やはり地域貢献度の高い地元の建設業者をどのように評価していくのか、その人たちが仕事を受注できる体制がきちんと考慮できるのかと非常に懸念しているわけでございます。

財務省から出ております法人の会社企業統計を見ましても、営業利益率を調べてみたのですが、全産業の平均営業利益率というのは3.1%という数字が上がっているのですが、その中で建設業だけを見ると1.7%になっていますから約半分です。今度は規模別の利益率を調べてみましたら、資本金の1,000万円未満の中小企業の会社は大体6割ぐらいあるそうです。広島県はもっとこの割合が上がるのではないかと思います。中小企業の建設業者が多いわけですが、その1,000万円未満の会社の営業利益率は0.4%です。ですから全体が3.1%と申しましたが、その中の建設が1.7%、資本金1,000万円以下の中小企業が0.4%と、本当に比べ物にならないぐらい利益率が低くなっております。広島県は非常に疲弊した地域の業者が多く、そういったところにもきちんと光が当たるのかという観点で、昨年、新潟県へ勉強に行ったのですが、その新潟県では、地域貢献する優良業者の受注機会をふやすために対策をとられていまして、新潟県の場合は5,000万円以下の工事について、地域保全型の工事として修繕や維持修繕の関係の工事を別枠で考えて、たくさんの業者というわけではなく地域に関連がある業者を指名競争入札ということで地域がきちんとできるやり方をしているわけでございますが、その辺のことは今から考えていただけるのか、聞いてみたいと思います。

○答弁（建設産業課長） 地域の建設業者の育成につきましては、現時点におきまして、指名競争入札あるいは一般競争入札の拡大に伴う地域条件の適切な設定、あるいは総合評価方式における地域貢献の評価、入札参加資格における地域貢献の評価とい

うものに取り組んでおります。本委員会におきましてもいろいろな御指摘をいただいているところでございますけれども、現時点におきましては、いわゆる地域貢献型企業を中心とした入札制度、新潟県では地域保全型工事とおっしゃっているようですが、この導入に当たりましては、まず特定の業者、要件を絞り込んで、こういう実績を持っている業者だけを対象にするという格好になると思います。そのため、極めて限定された範囲内での入札になってくるというところで、これまで取り組んでまいりました公正な競争の促進という観点から、どういうあり方がいいのか、あるいは地域の業者につきましても、満遍なく普遍的に一定の数であるとか技術力を持った業者というものが存在している状況ではございませんので、その辺のところをどのように調整するかというところに課題があると考えております。委員の御指摘、あるいは現在置かれている厳しい環境を踏まえまして、どのような対策が可能になるかということを引き続き検討させていただきたいと思っております。

○質疑（杉西委員） 総合評価方式を今後拡充して、そういったところに対応していくという答弁は今までも多かったのですが、地域貢献度のウエートというのは、現在評価の中の1割程度ぐらいと聞いています。もう一度確認したいのですが、そういった総合評価方式は、漠然とした中で地域の貢献度を拾いますという話であります。具体的に今おっしゃったような逆の公平性に相反する部分もあることは、よくわかるのですが、規模的なものは新潟の場合は5,000万円未満のものですが、広島では今から考えればいいのです。ある地域を考えて、その中から県が適正な目で見、従前の指名競争入札といったものを考える気持ちがあるのか、お聞かせください。

○答弁（建設産業課長） 今御指摘いただいた点も含めまして、総合的に勉強等させていただきたいと考えております。

○質疑（杉西委員） 大いに期待をしております。

一つ例を挙げて申し上げたいのですが、ある地域の業者さんは代々そこでずっと建設業を営んでおり、その会社の社長と、この間も話をしたのですが、ある意味では役所の方よりもその地域のことを隅から隅までよく御存じなのです。例えば、台風や大雨が来れば、役所がポンプや設備の業者にはもちろん依頼しているのですが、住宅が浸水するのではないかと、ポンプはうまく動いているかと地域に被害がないかと動いておられる。その社長はその地域にずっと親の代からいるので、その地域の安全ということが非常に気になる、それからみんなにも頼られている気概があるからできるのだとおっしゃっておりました。ただ、息子に後を継がせるということを考えたときには、今のように仕事がなく、なかなか仕事もとれない、また、とつてももうからないので、息子にやれとは言えないとのこと。そうすると、やはりその地域に、地域を守るという意識を持った業者の火が消えていくと思うのです。公共工事もこれだけ減っているし、業者も多いとは思いますが、淘汰されることは全く反対するわけではなく、淘汰は必要だとも思っております。しかし、疲弊する地域の中でも地道な経営努力を重ねて、地域のために貢献している優秀な業者と

いうのもあると思うのです。そういう業者を地域にきちんと残していかないと、自由な競争、公平性ということだけを表に出すと、なかなかこういった地域を守ることができなくなると思います。こういう改正というのは1度したらまた次ということがやりにくいと思いますので、時間はありませんけれども、まだ4月1日まで少しありますので、その辺をあわせて何か、他県にはない、広島が先駆けてということがあってもいいのではないかと思うのです。そのあたりのことを土木局長はどのような思いをお持ちか、決意をお聞かせください。

○答弁（土木局長） 委員御指摘の点は、我々も十分問題点として理解いたしております。

ただ、先ほど申しましたように、本県では透明性、公平性、競争性、こういったものを確保しながら、この制度をやってきたという経緯もございます。そういった中でどこまでのことができるのか、これにつきましては先ほど建設産業課長の方から申しましたように、いろいろと勉強しているところでございますし、勉強していきたいと思っております。

ただ、これは勉強の過程なのですが、指名競争入札を我々としては一たんやめたわけですから、これをまたもとに戻すというのは、ある意味逆行するような形になりますので、これにつきましては検討をしても、すぐに取りかかるというのは、なかなか難しいと私自身は感じております。

○質疑（高山委員） 先ほど杉西委員は淘汰は仕方がないと言われたけれども、やはり淘汰は仕方がないでは困るので、事業展開をすとか、そういう指導をしてもらわないといけない。

それと、お願いなのですが、今回の最低制限価格については、本当によく頑張っていたいただきました。まだいろいろな考え方はありますが、皆さん方が本当に力を結集されたから、うまくやっていただいたのだと思います。まだこれからもいろいろな課題があるでしょうが、皆さん方をお願いをしたいことがあります。都市局に以前、営繕課がありました。今、営繕課は総務局に行っています。総務局発注の仕事というのは、皆さん方はどう把握をされているのでしょうか。私は、営繕課は都市局に置いておくべきだろうと思います。以前は各地域の事務所の皆さん方が直轄で測量して図面を引いてやっていたのです。今は大半がアウトソーシングになり、今の土木業者と一緒にです。その中で測量、建築の入札率がどうなっているか、お聞かせ願いたい。

○答弁（技術企画課長） コンサルタント等業務の入札率でございますが、建築だけでなく全体でございますけれども、入札率が平成20年度は、1月までの集計では77.9%でございます。

○質疑（高山委員） ついでに18、19年度を教えてください。

○答弁（技術企画課長） 平成18年度が93.1%、平成19年度が87.4%、平成20年度が77.9%でございます。

○質疑（高山委員） 落札率が何件という20年度のデータはありますか。

○答弁（技術企画課長） 土木局、都市局発注分の1月までの集計でございますけれども、全件数が611件ございまして、そのうち、落札率50%未満が62件で、約10%でございます。それから、落札率50%以上75%未満が166件で、約27%でございます。75%以上が残りの383件で、約63%でございます。

○要望（高山委員） この業界は余り議論にならなかったのですが、土木の業界と同じことになっています。なぜここについて議論が起こらないかというのと、この業界というのは労働力が余り多くないからなのです。今回の土木の場合は、皆さん方は地域が疲弊する、大変だということをどんどん言われて、やはりこれは変えないといけないという議論になったのですが、そこに働いている方が余りいないから陳情が出て弱いのです。ただ、私が言いたいのは、ここは頭脳集団なのです。この方たちがしっかりした図面をかかないと、いいものはできません。建築の設計は特にセンスというものがあります。そういういいセンスの人たちがつくらないと、いい建物はできません。平和記念公園の設計は丹下健三さんがやられました。広島出身の設計者ではなかったのは、原爆でみんな亡くなっていたからです。要はこの頭脳の部分を広島県がどのように守っていくかということのを来月の委員会でお聞きしますので、またいろいろな角度から考えていただきまして、いい答えをいただきたいと思えます。

（測量・コンサルタント等業務の入札率・落札率について資料要求があり、委員会に諮って要求することに決定した。）

(7) 閉会 午後0時26分